

(第 11 号議案)

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																				
第 1 条 (略) (議員報酬の額) 第 2 条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額(以下「議員報酬月額」という。)は、次の表のとおりとする。ただし、2 以上の職に在職するときは、多い方の額とする。 <table> <tr> <td>議長</td><td>889,600 円</td></tr> <tr> <td>副議長</td><td>753,700 円</td></tr> <tr> <td>委員長</td><td>645,900 円</td></tr> <tr> <td>副委員長</td><td>616,600 円</td></tr> <tr> <td>上記以外の議員</td><td>587,200 円</td></tr> </table> 第 3 条～第 5 条 (略) (期末手当) 第 6 条 (略) 2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3 月に支給する場合においては 100 分の 25、6 月に支給する場合においては <u>100 分の 160</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 165</u> を乗じて得た額に、次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1) (2) (略) 3～5 (略) 附 則 1～11 (略) <u>12 平成 28 年 3 月に支給する期末手当に関する第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 25」とあるのは、「100 分の 38.42(平成 27 年 6 月 1 日以前 3 か月以内の期間におけるその者の在職期間が 3 か月に満たないときは、100 分の 38.05)」とする。</u> 附 則 <u>この条例は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。</u>	議長	889,600 円	副議長	753,700 円	委員長	645,900 円	副委員長	616,600 円	上記以外の議員	587,200 円	第 1 条 (略) (議員報酬の額) 第 2 条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額(以下「議員報酬月額」という。)は、次の表のとおりとする。ただし、2 以上の職に在職するときは、多い方の額とする。 <table> <tr> <td>議長</td><td>886,500 円</td></tr> <tr> <td>副議長</td><td>751,100 円</td></tr> <tr> <td>委員長</td><td>643,700 円</td></tr> <tr> <td>副委員長</td><td>614,500 円</td></tr> <tr> <td>上記以外の議員</td><td>585,200 円</td></tr> </table> 第 3 条～第 5 条 (略) (期末手当) 第 6 条 (略) 2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3 月に支給する場合においては 100 分の 25、6 月に支給する場合においては <u>100 分の 155</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 160</u> を乗じて得た額に、次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1) (2) (略) 3～5 (略) 附 則 1～11 (略)	議長	886,500 円	副議長	751,100 円	委員長	643,700 円	副委員長	614,500 円	上記以外の議員	585,200 円
議長	889,600 円																				
副議長	753,700 円																				
委員長	645,900 円																				
副委員長	616,600 円																				
上記以外の議員	587,200 円																				
議長	886,500 円																				
副議長	751,100 円																				
委員長	643,700 円																				
副委員長	614,500 円																				
上記以外の議員	585,200 円																				

(参 考)

第 2 条関係

	議 長	副議長	委員長	副委員長	議 員
現 行	886,500	751,100	643,700	614,500	585,200
改正案	889,600	753,700	645,900	616,600	587,200
差	3,100	2,600	2,200	2,100	2,000

第 6 条関係

	3 月	6 月	1 2 月	年間
現 行	25/100	155/100	160/100	340/100
改正案	25/100	160/100	165/100	350/100
差	0	5/100	5/100	10/100